

市民の皆様へのお願い

令和6年4月1日から、

北広島市クリーンセンターへの

家庭ごみの搬入方法が変わりました。

廃棄物の適正な処理と資源化のため、ご協力お願いいたします。

○主な変更点

1 搬入するごみは事前に分別してください。

事前に市の分別区分に従って、分別されていないごみは受入できません。クリーンセンター敷地内でのごみの分別はできませんので、あらかじめ分別してから搬入して下さい。

2 原則、ごみの排出者本人のみ搬入が可能です。

※詳細は裏面をご覧ください。

3 搬入の際は、廃棄物搬入申込書への記入と本人確認を行います。

毎回ごみの搬入時に、窓口に備え付けの廃棄物搬入申込書に必要事項を記入し、提出いただきます。廃棄物搬入申込書は市HPからもダウンロード可能です。

お車をご利用の場合、本人確認は原則、運転免許証のみとします。

※詳細は裏面をご覧ください。



○搬入できるごみ

ア 北広島市内で発生したごみ

イ 市の分別区分に従って、事前に分別されているごみ

ウ 家庭生活から発生したごみ

上記1～3及びア～ウを満たさないごみは、搬入できませんのでご了承ください。

○注意事項

- ・有料の指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼って持ち込む必要はありません。計量後、お支払い窓口で手数料をお支払いください。(家庭ごみ 10 kgにつき 120 円)
- ・生ごみ等や個別に搬入が難しい小さなごみは分別し、透明・半透明の袋に入れて搬入してください。
- ・クリーンセンターへのごみの自己搬入は本来、ごみステーションに排出できないほどの一時的に大量のごみが発生した場合や、粗大ごみを持ち込む場合を想定しております。ごみステーションに出せるごみは、ごみステーションに出しましょう。

裏面もご覧ください。

○搬入対象者

① ごみの排出者本人

例外として以下の場合、ごみの排出者本人と見なす場合がございます。

例外1 車利用の搬入で、排出者本人が同乗している場合

- ・運転者は原則、親族のみの搬入となります。
- ・業者や知人等が運転する車両は認めません。場合によっては、運転者の本人確認をする場合があります。

例外2 排出者本人が死亡しており、その同居の親族がいない場合

- ・排出者本人の死亡時の住所が北広島市でなければ搬入できません。
- ・個人でなければ搬入できません。業者等の搬入は認めません。

② 一般廃棄物収集運搬許可業者

ごみの搬入を排出者本人が行わない場合は、以下の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

- ・協業組合エクセル三和 Tel011-372-2011
- ・広島建設株式会社 Tel011-372-3844
- ・環境サービス株式会社 Tel011-370-7325



○確認書類

搬入者	確認書類	運転者の運転免許証 (原本)※1	排出者本人の名前と住所 がわかるもの※2	排出者本人の住民票の 除票(写しも可)
排出者本人(車両あり)		○		
排出者本人(車両なし)			○	
排出者本人が同乗した 運転者(親族)※3		○	○	
排出者本人が死亡しており、その 同居の親族がいない場合の搬入者 (個人)※4		○		○

※1 運転免許証の住所を書き換えていない場合は、併せて移転後の住所がわかる住民票又は公共料金の明細等の提示が必要になります。

※2 住民票又は公共料金の明細等

※3 業者や知人等が運転する車両は不可

※4 業者等が運転する車両は不可

詳しくは、市 HP(<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>)にて北広島市クリーンセンター廃棄物受入基準(家庭系一般廃棄物)を掲載しておりますのでご参照下さい。

お問い合わせ
北広島市役所市民環境部環境課
廃棄物管理担当
011-372-3311 (内線 4104・4105・4106)